

官民連携の推進

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課 課長補佐 吉川 大輔

1. 官民連携の推進の背景

我が国は本格的な人口減少社会を迎えることから、水需要の減少に伴う水道事業及び水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）の経営環境の悪化が避けられないと予測されている状況のもと、老朽化施設の計画的更新、災害時において施設への被害を最小限に抑えるための施設整備、技術継承を含む安定的な技術基盤の確保など、様々な課題を抱えています。これらの課題に適切に対応していくため、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は効率のよい水道への再構築を図ることにより、運営基盤の強化を図ることが求められています。

水道事業等における官民連携は、水道施設の適

切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つです。

2. 水道事業における官民連携手法

官民連携手法については、図1に示すとおり、個別の業務を委託する形のほか、水道法第24条の3の規定に基づく第三者委託や同法第24条の4に規定する水道施設運営等事業（コンセッション事業）など、様々な形態が存在することから、官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の

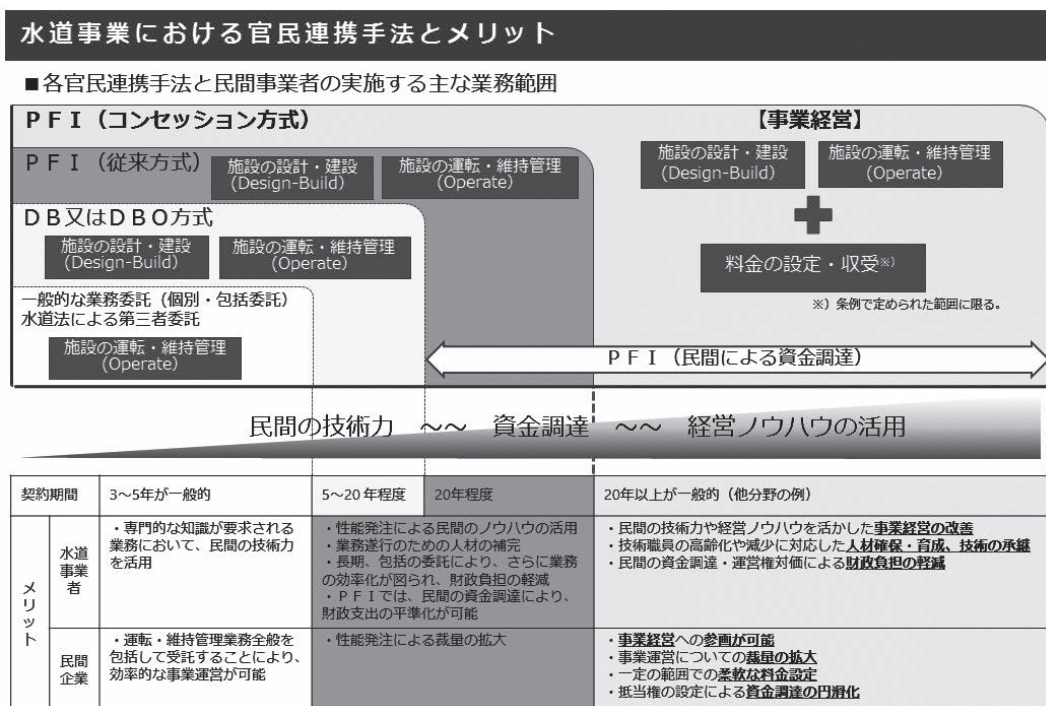


図1 水道事業における官民連携手法とメリット

実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要です。

3. ウォーター PPP について

(1) ウォーター PPP 形成の背景

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）」では、事業件数10年ターゲットとして、重点分野において10年間で具体化を狙う目標を設定しています。このうち、水道、工業用水道、下水道においては、これまでに紹介した官民連携手法に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」を定義し、コンセッション方式と併せて「ウォーター PPP」と総称し、導入拡大を図ることとしています。

(2) 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の概要

レベル3.5は、図2に示すとおり、料金収受の権限を水道事業者に残したまま、比較的長期において、維持管理・修繕に加えて、施設の更新業務も含める委託方式です。なお、レベル3.5は、当該水道事業等の施設全体への導入だけでなく、単

一の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設に導入することも可能です。また、管路を含めることを前提としつつも、対象施設は、民間企業の参画意向等を踏まえ決定します。さらに、地方公共団体等のニーズに応じて、工業用水道、下水道、あるいは、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設も含めてバンドリング（他分野連携）を行うことで、スケールメリットの創出等が可能となります。現在の水道、工業用水道、下水道におけるウォーター PPP の取組状況について、図3に示します。

(3) レベル3.5が満たすべき要件

レベル3.5は4つの要件をもって定義されます。当該4要件は、以下のとおりです。

①長期契約（原則10年）

企業の参画意欲、地方公共団体の取り組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、既存（従来）の包括的民間委託でよく見られる3～5年間よりも長い10年を原則としています。なお、ウォーター PPP は、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、原則10年のレベル

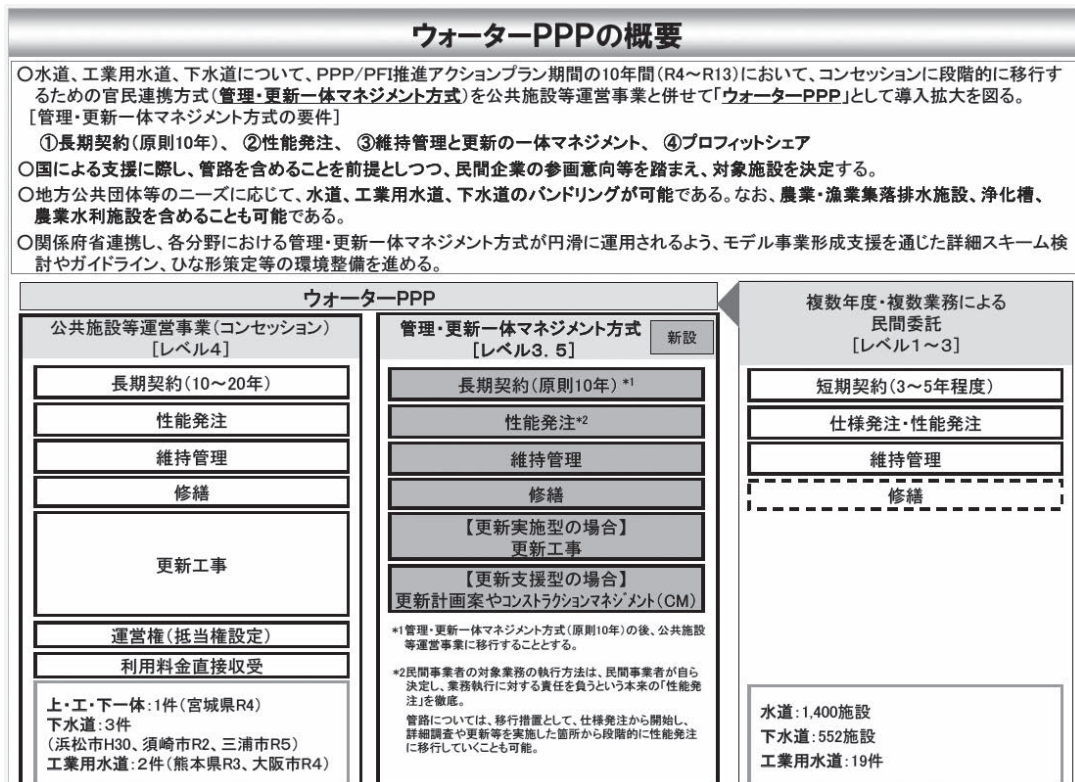


図2 ウォーター PPP の概要（出典）内閣府「ウォーター PPP 概要」



図3 水道、工業用水道、下水道におけるウォーター PPP の取組状況

3.5の後、コンセッション方式に移行することとされています。よって、契約期間は「10年以上」ではなく「10年」を原則としています。

②性能発注

レベル 3.5 においては、性能発注を原則とします。

③維持管理と更新の一体マネジメント

同一の対象施設に、維持管理と、維持管理を踏まえた更新関係業務が設定されることで、維持管理上の知見等を更新（または更新計画案の作成）に反映し、より効率的・効果的な維持管理・更新を実施することができます。

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、維持管理に加えて更新計画案を作成、またはコンストラクションマネジメントを行うことで、水道事業者等の更新を支援する「更新支援型」を基本としています。

④プロフィットシェア

ウォーター PPP は、長期契約が要件となっていますが、事業開始後もライフサイクルコスト縮減

の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入することが必要となります。ここでいうプロフィットシェアとは、契約時に見積もった事業費が、民間事業者の工夫等によって縮減した場合に、それを官民でシェアする仕組みのことを想定しています。

4. 国土交通省における水道分野における官民連携の推進に係る取組

現在、国土交通省において実施している官民連携の推進に係る取組について、以下に示します。

(1) 水道事業における官民連携に関する手引きの作成

水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や導入に当たって検討すべき事項等の解説をまとめた手引きを作成しています。なお、令和5年度のPPP/PFIアクションプランの改訂に伴い、令和6年3月に新たにウォーター PPP の解説を加える等の改訂を実施しています。

(2) 水道分野における官民連携推進協議会の開催

官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携（マッチング）を促進することを目的に、年4回、水道分野における官民連携推進協議会を全国各地で開催しています。

協議会では、国土交通省や経済産業省から官民連携の推進に係る国の取組や、水道事業者等から官民連携における先行事例を紹介するとともに、水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、官民連携における取組・提案や水道事業者が抱える課題への対応方策について、自由に意見交換を行うことができるフリーマッチングを実施しています。

(3) 財政的支援

①官民連携等基盤強化推進事業

官民連携等基盤強化推進事業は、ウォーター PPP の導入に要する調査、検討及び計画作成等に要する経費について、定額支援する制度です。なお、コンセッション、他分野連携、他団体連携といった検討内容に応じて、各々補助上限を設けています。

②水道管路緊急改善事業における採択要件の緩和

布設後40年以上経過した基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業を対象とした水道管路緊急改善事業において、

ウォーター PPP 導入のために実施する事業については、従来の採択要件を付さないこととする制度を設けています。

(4) 官民連携等基盤強化支援

官民連携等基盤強化支援として、官民連携の活用を考えている水道事業者等における事業スキームの検討等を国が発注する委託業務により支援する取組を行っています。この取組により、支援した団体においては具体的な案件形成につながるとともに、この取組をモデルとして紹介させていただくことにより、他の水道事業者等が官民連携を進める上で参考とすることを目的としております。

5. おわりに

官民連携は水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つです。国土交通省では、官民連携を民間事業者の技術力と経営に関する知識を活用できる基盤強化を図るための有用な手法と考えており、ご紹介させていただいたような官民連携の推進に係る取組を実施しております。

水道事業者等におかれましては、国土交通省における取組を活用しながら、それぞれの水道事業の特色に見合うウォーター PPP をはじめとする官民連携について、この機会にご検討いただきたいと考えています。

（よしかわ だいすけ）